

(別紙1)

【貸付条件等一覧】

資金の種類		貸付条件					
		貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利子	保証人	
総合支援資金 (仮称)	生活支援費	・生活再建までの間の生活資金  (二人以上) 月20万円以内 (単身) 月15万円以内 ・貸付期間:12月以内	貸付の日から6月以内	20年以内	保証人あり 無利子  保証人なし 年1.5%	(不要)	
	住宅入居費	・敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な経費	40万円以内				
	一時生活再建費	・生活再建に必要な一時的な費用 就職・転職を前提とした技能習得に要する経費 滞納している公共料金等の立て替え費用 債務整理をするために必要な経費 等	60万円以内				
〔現行〕離職者支援資金、自立支援対応資金を拡充		10~20万円以内 ・貸付期間:12月以内	2~12月以内	7年以内	年3%	要	
福祉資金 (仮称)	福祉費	・生業を営むために必要な経費 ・結婚、出産及び葬祭に際し必要な経費 ・住居の移転等に際し必要な経費及び給排水設備、電気設備、暖房設備を設けるために必要な経費 ・住宅を増築、改築、拡張、補修、保全又は公営住宅を譲り受けるために必要な経費 ・就職又は技能を習得するために必要な支度をする経費 ・障害者世帯又は高齢者世帯が日常生活の便宜を図るために福祉用具等の購入等に必要な経費 ・障害者世帯が日常生活の便宜等を図るための自動車の購入に必要な経費 ・中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費 ・災害を受けたことによる困窮から自立のために必要な経費 ・その他、日常生活上一時的に必要な経費 ・負傷又は疾病の療養を行うために必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費 ・介護サービス、障害者サービス等を受けるために必要な経費及びその介護サービス、障害者サービス等の受給期間中の生計を維持するために必要な経費	500万円以内 ※資金の用途に応じて目安額を設定	貸付の日から6月以内	20年以内 ※1ヶ月当たりの償還額がおおむね1万円程度になるよう設定	保証人あり 無利子  保証人なし 年1.5%	(不要)
	〔現行〕更生資金、福祉資金、療養・介護等資金※、災害援護資金に相当	50~470.4万円以内	6~18月以内	3~10年以内	年3% ※については無利子	要	
	緊急小口資金	・緊急的かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の資金	10万円以内	貸付の日から2月以内	8月以内 4月 (5万円を超える貸付にあっては、8月以内)	無利子 年3%	不要 同上
〔現行〕		同上	同上	4月 (5万円を超える貸付にあっては、8月以内)	年3%	同上	

資金の種類			貸付条件				
教育支援資金 (仮称)	教育支援費	・低所得世帯に属する者が高校、大学又は高専に修学するために必要な経費	貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利子	保証人
			・高校>月3.5万円以内 ・高専>月 6万円以内 ・短大>月 6万円以内 ・大学>月6.5万円以内	卒業後6月以内	20年以内	無利子	(不要) ※世帯内で連帯借受人が必要
	就学支度費	・低所得世帯に属する者が高校、大学又は高専への入学に際し必要な経費	50万円以内	卒業後6月以内	同上	同上	同上
			(現行)	同上	同上	同上	同上
不動産担保型生活資金 (生活)	低所得世帯向け	・低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金の貸付	・土地の評価額の70%程度 ・月30万円以内	—	借受人の死亡時など貸付契約の終了時	年3%、又は長期フライムレートのいずれか低い利率	要 ※推定相続人の中から選任
	要保護世帯向け	・要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金の貸付	・土地及び建物の評価額の70%程度 ・生活扶助額の1.5倍以内	—	借受人の死亡時など貸付契約の終了時	年3%、又は長期フライムレートのいずれか低い利率	不要

## 総合支援資金（仮称）の概要について（案）

## 1 貸付対象者

- 生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる者であって、次のいずれにも該当するもの
  - ① 低所得者世帯（市町村民税非課税程度（前年に所得があったために課税世帯であっても、現に非課税世帯程度の収入しかないと認められる場合を含む））であって、収入の減少や失業等により生活に困窮していること
  - ② 公的な書類等で本人確認が可能であること
  - ③ 現に住居を有していること又は住宅手当の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること
  - ④ 実施主体及び関係機関から、継続的な支援を受けることに同意していること
  - ⑤ 実施主体が貸付及び支援を行うことにより、自立した生活を営むことが可能となり、償還を見込めるこ
  - ⑥ 他の公的給付又は公的な貸付により、生活費を賄うことができないこと

※ 住宅手当の対象者については、上記①から⑥に相当するものと判断する

## 2 貸付限度額等

	主な使途	限度額
生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費	(二人以上)月 20万円以内 (単身) 月 15万円以内 ※最長 1年間
住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な経費	40万円以内
一時生活再建費	生活再建に必要な一時的な費用であって、日常生活費で賄うことが困難であるもの  (例)就職活動費、技能習得費、家賃・公共料金の滞納の立替、債務整理弁護士費用等  ※債務の返済は対象外	60万円以内

※ 住宅手当が支給される場合には、生活支援費の貸付に当たっては、家賃相当額を含まない

3 連帯保証人

原則連帯保証人を必要としつつ、連帯保証人を確保できない者に対しても、貸付を行えるようにする

4 貸付利子

- ・連帯保証人を確保した場合は無利子
- ・連帯保証人を確保できない場合は年1.5%

5 据置期間

最終貸付の日から6月以内

6 償還期間

据置期間経過後20年以内

7 繙続的な支援

実施主体において、関係機関と連携し、継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）を実施する。具体的には、

- ① 借受人の状況を把握した上で、自立に向けて借受人が取り組むべきこと並びに実施主体及び関係機関が支援することを決定
- ② 実施主体が①に基づき、関係機関との連絡・調整を行う
- ③ 実施主体は、貸付期間中、必要に応じ借受人と面接し、借受人の自立に向けた取組の状況、生活状況等を把握し、必要な支援を行う
- ④ 借受人が自立に向けた取組を怠っている場合には、貸付の停止を行うことができる

※ 住宅手当が支給される場合には、ハローワークと自治体等とが連携して就労に向けた支援を行うことから、自治体等との連携方策について検討中

8 実施主体

都道府県社会福祉協議会（窓口は市町村社会福祉協議会に委託）

## 4 臨時特例つなぎ資金貸付事業（案）の概要について

### (1) 趣旨

○ 現下の厳しい雇用失業情勢の中、解雇や派遣労働者の雇止め等により、住居を喪失し、その後の生活維持が困難である離職者に対しては、その状況に応じて失業等給付、就職安定資金融資等の雇用施策や、住宅手当、生活福祉資金貸付事業、生活保護等の公的な給付や貸付による支援を行うこととしている。

こうした公的給付制度等の申請から決定までの間の生活費を有しない者に対し、その生活に必要な費用を貸し付ける「臨時特例つなぎ資金貸付事業」を創設する。

### (2) 事業実施期限

○ 当面、平成23年度末までとする（平成21年10月実施予定）。

### (3) 貸付対象者

○ 住居のない離職者であって以下の条件のいずれにも該当していること。

① 失業等給付、住宅手当、生活保護等の公的給付又は就職安定資金融資、生活福祉資金貸付等の公的貸付の申請を受理されている者であり、かつ当該給付等の開始までの生活に困窮しているもの

② 金融機関の口座を有していること

### (4) 貸付限度額

10万円以内

(5) 連帯保証人

不要

(6) 貸付利子

無利子

(7) 償還

- 申請中の公的給付等が決定し、支給等が行われた時点で一括  
又は分割で償還を行う。

(8) 実施主体

都道府県社会福祉協議会（窓口は市町村社会福祉協議会）

(9) 償還免除

- 償還努力をしてもなお償還を求めることが困難な場合等には、  
必要に応じて償還免除が行えるよう検討中である。

(10) 補正予算案の内容

（目）セーフティネット支援対策等事業費補助金

[○ 貸付原資及び事務費（補助率：国10／10）]

※ 事業実施に必要な貸付原資及び事務費を一括で補助する。

## 5 ホームレス対策事業の拡充について

現下の厳しい雇用失業情勢の中、解雇や派遣労働者の雇止め等によるホームレス等の増加に対応するため、

- (1) 旅館・空き社員寮等の借り上げによりホームレス緊急一時宿泊事業（以下、「緊急一時宿泊事業」という。）の拡充
  - (2) 緊急一時宿泊事業利用者等に対し、生活相談、職業相談を行うホームレス総合相談推進事業の充実
- することにより、ホームレス対策事業全体の拡充を図る。

### (1) 緊急一時宿泊事業の拡充

- 緊急一時宿泊事業については、現下の厳しい雇用失業情勢の中、施設を利用する者が急増し、既存の施設では対応が困難となるおそれもあることから、今後、緊急かつ柔軟な対応が図られるよう、旅館・社員寮や簡易宿泊所等既存建築物を借り上げて緊急一時宿泊事業を実施することとする。
- 旅館・社員寮等の借り上げに係る国庫補助の算定に当たっては、現行の緊急一時宿泊事業の国庫補助基準額に、利用人員毎の基準額を新たに設定する。

※利用者1人1日当たり約3,000円（食費込）

### (2) ホームレス総合相談推進事業の充実

- 借り上げ方式による緊急一時宿泊事業の実施に伴い、利用者に対し、個々の状況に応じた巡回相談等を実施するとともに、就労自立後においても就労が定着できるよう、継続的な訪問等による相談支援を行うため、巡回相談員を増員する。

(留意事項)

- 当面、平成21年度の緊急措置とする。また、既存のホームレス対策事業についても特例として国の負担（補助率10／10）で実施することとする。
- ※ これらの事業については、来年度の予算要求を検討中。

## 6 他の住居確保・生活支援策について

### ○ 解雇等による住居喪失者に対する「就職安定資金融資」事業について

#### 1 目的

事業主都合(解雇・雇用期間満了による雇止め)による離職者のうち、当該離職に伴ってそれまで入居していた社員寮からの退去を余儀なくされるなどによって住居喪失状態となっている者に対して、住宅入居初期費用などの必要な資金を貸し付けることにより、これらの者の住居と安定的な就労機会が円滑に確保できるよう支援する。

#### 2 貸付条件

##### (1) 貸付対象者

次のいずれにも該当する者

- ① 事業主都合による離職に伴って住居喪失状態となっている離職者（1年前以降に離職した者に限る。今後1ヶ月以内に事業主都合離職と社員寮の退去が決定している者を含む。）
- ② 常用就職の意欲が認められ常用就職に向けた就職活動を行うこと
- ③ 賀金・資産がないこと
- ④ 離職前に主として世帯の生計を維持していた者

##### (2) 貸付対象費目と貸付上限額等

貸付対象費目	(細目)	貸付上限額
①住宅入居初期費用	敷金・礼金等	40万円
	転居費・家具什器費	10万円
②家賃補助費		6万円×6ヶ月 ※
③生活・就職活動費	常用就職活動費	15万円×6ヶ月 ※
	就職身元保証料	10万円

※は、雇用保険受給者でない者に限る。

##### (3) 担保・保証人

担保・保証人不要。ただし、所定の信用保証機関を利用することを条件とする。

##### (4) 貸付利率

1.5%（信用保証料を含む）。

##### (5) 返済方法

元金据え置き6ヶ月。10年以内に元利均等月賦償還（最終弁済時年齢65歳）。

## (6) 返済免除

貸付 6 ヶ月後までに雇用保険一般被保険者として就職していた場合は、返済額のうち次の相当額を免除。

返済免除対象項目	返済免除額
①「住宅入居初期費用」のうち「敷金」を除く額	貸付額の100%相当額
②「生活・就職活動費」	貸付額の 50%相当額

## 3. 手続き

- 貸付希望者はハローワークへ出向き、住居と安定就労の確保を図るための相談を受ける
- 離職と住居喪失の事実に関する離職した事業所の事業主による証明や、入居予定の賃貸住宅等に関する確認書類をとりそろえてハローワークの確認を得る
- 確認書類を添えて労働金庫店舗へ出向き、審査を経て貸付を受ける  
(審査の結果、貸付を受けられない場合がある)
- 貸付金によって賃貸住宅へ入居し、再就職活動を進める

## ○ 緊急人材育成・就職支援基金(仮称)の概要

7,000億円

- 雇用保険の受給資格のない者(非正規離職者、長期失業者など)等に対する新たなセーフティネットとして、今後3年間、基金を造成し、ハローワークが中心となって、職業訓練、再就職、生活への支援を総合的に実施。

### 緊急人材育成・就職支援基金(仮称)

ハローワーク ニーズや状況に応じて 求職者の迷い出し

Ex  
製造業

事業活動の縮小等を  
余儀なくされた事業主

【離職者等  
(雇止め等により離職した非正規労働者等)】

#### 1 職業訓練、訓練期間中の生活保障

約4,820億円

##### ① 職業訓練の拡充(35万人)

- 新規成長や雇用吸收の見込める分野(医療、介護・福祉等)における基本能力習得のための長期訓練
- 再就職に必須のITスキル習得のための訓練

##### ② 訓練期間中の生活保障(30万人)

- 訓練を受講する主たる生計者に対して、訓練期間中の生活費を給付  
(単身者:月10万円、扶養家族を有する者:月12万円)。
- 希望者には貸付を上乗せ  
(単身者:月5万円まで、扶養家族を有する者:月8万円まで)

#### 2 中小企業等における雇用創出

約1,620億円

##### ① 実習型雇用・雇入れの助成(7万人)

- 新規成長・雇用吸收分野等において、十分な技能・経験を有しない求職者を実習型雇用により受け入れる中小企業等に対し助成  
(実習型雇用:1人月10万円、雇入れ:1人100万円)

##### ② 職場体験等を通じた雇入れの助成(2万人)

- 介護・ものづくり分野等において、職場体験、職場見学を通じて求職者を雇い入れる中小企業等に対し助成  
(職場体験の受入:1人10万円、雇入れ:1人100万円)

#### 3 長期失業者等の再就職支援

約380億円

##### ① 長期失業者に対する再就職支援(3万人)

- 長期失業者について、民間職業紹介事業者に委託して、再就職支援(カウンセリング・再就職先の開拓・セミナーの実施等)や就職後の定着支援を実施

##### ② 就職活動困難者に対する再就職及び住居・生活支援(1万人)

- 住居を喪失し就職活動が困難となっている者について、民間職業紹介事業者に委託して、再就職支援(カウンセリング・セミナーの実施等)と住居・生活支援(住居の提供、生活・就職活動費の支給)を併せて実施

※ 1~3のほか、帰国を希望する日系人、研修・技能実習生への帰国支援を実施(約180億円)

### III 生活保護制度における子どもの健全育成のための支援（案）について

#### 1 趣旨・目的

- 生活保護制度における教育支援については、平成16年の社会保障審議会生活保護制度の在り方に関する専門委員会の提言を踏まえ、平成17年度に高等学校等就学費を創設して子どもの高等学校等への進学を支援するなど、生活保護の有子世帯の自立を支援する観点から、これまでその充実を図ってきたところである。

【参考】生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告書（平成16年12月）

「高校進学率の一般的高まり、『貧困の再生産』の防止の観点から見れば、子どもを自立・就労させていくためには高校修学が有効な手段となっているものと考えられる。このため、生活保護を受給する有子世帯の自立を支援する観点から、高等学校への就学費用について、生活保護制度において対応することを検討すべきである。」

- 近時、「子どもの貧困」が社会問題化しつつあり、生活保護制度に関する国と地方の協議の場においても、生活保護における「貧困の連鎖」が問題として挙げられ、本年3月に取りまとめられた報告書において、教育支援の強化及び教育扶助・生業扶助（高等学校等就学費）の拡充が指摘されたところである。

【参考】生活保護制度に関する国と地方の協議とりまとめ（平成21年3月）

「生活保護世帯における若齢世代の自立支援を充実させるため、教育部門との連携、支援体制の強化、教育扶助・生業扶助（高等学校等就学費）の拡充等による総合的な取組について検討する必要がある。」

- 今般、内閣総理大臣から、「新しい経済対策」の策定指示に際して、子育て支援や、子ども・若者支援は、高齢者に比較して手薄であるとの指摘があるとともに、その充実への要望も強いことから、国民の要望を踏まえて、真に必要な層への効果的な政策を検討するよう指示があった。これを受け、政府与党による「経済危機対策」においては、中長期的な成長を図るための「成長戦略」に、子育て・教育支援の一環として、「生活保護制度における子どもの健全育成支援」が盛り込まれたところである。

【参考】経済危機対策（平成21年4月）

II. 成長戦略－未来への投資

2. 健康長寿・子育て

(3) 子育て・教育支援

- ひとり親家庭・社会的養護等への支援の拡充

- ・ 生活保護制度における子どもの健全育成支援

- これらを踏まえ、被保護世帯の子どもの健全育成を支援するための費用を平成21年度補正予算案に盛り込んだところである。

## 2 具体的内容

### (1) 子どもの健全育成プログラム（仮称）の策定・実施

- 子どものいる生活保護世帯の自立支援には、子どもの健全育成という観点から、日常生活支援、養育支援、教育支援など、福祉事務所が地域の社会資源等と連携しつつ幅広い支援をきめ細かく展開することが重要である。

このため、福祉事務所において、

- ①子どもやその親が日常的な生活習慣を身につけるための支援

②子どもの進学に関する支援

③引きこもりや不登校の子どもに関する支援

などの自立支援プログラム（子どもの健全育成プログラム）を策定・実施する等の取組を推進していく必要がある。これらの取組を効果的に実施するためには、子どもの教育や児童福祉に関する専門知識を有する専門相談員の配置が必要不可欠である。

- こうしたことから、子どもの健全育成プログラムに係る専門相談員の雇い上げ経費や外部委託に要する費用を、セーフティネット支援対策等事業費補助金（補助率10／10）に計上したところである。各自治体におかれでは、本事業を積極的に活用して、子どもの健全育成プログラムを策定・実施していただくようお願いしたい。

(2) 子どもの学習支援のための給付（仮称）

- 「貧困の再生産」や「貧困の連鎖」の防止の観点から、被保護世帯の子どもに対する教育支援は重要である。このため、子どもの健全育成プログラムの実施と併せて、子どもの学習支援のための新たな給付を創設することとしている。

具体的には、教育扶助及び高等学校等就学費を拡充し、参考書、問題集、辞書などの購入や、クラブ活動に要する費用に充てるための経費を扶助することによって、家庭内学習やクラブ活動への参加を促進し、子どもの家庭内学習及び健全育成を支援することとしている（別表参照）。

- 本改正は、補正予算成立後速やかに告示及び実施要領を改正して行うこととしているので、その円滑な施行にご配意願いたい。
- なお、各実施機関のシステム改修に必要な費用についてはセーフティネット支援対策等事業費補助金の対象とする予定であるが、システム改修が支給に間に合わないことも想定さ

れる。

その場合には、「基準額」又は「基本額」に学習支援費の額を加えた合計額を計上し、決定通知書の変更理由欄や備考欄等にその内訳を記載する等の方法でも差し支えないが、保護費変更の趣旨が被保護世帯に確実に伝わるように留意されたい。

[学習支援費(月額)]

小学生 : 2, 560円

中学生 : 4, 330円

高校生等 : 5, 010円

(別表)

○ 告示改正(案)

(1) 教育扶助

学校別 区分	小学校	中学校
基準額(月額)	2,150円	4,180円
教材代	正規の教材として学校長又は教育委員会が指定するものの購入に必要な額	
学校給食費	保護者が負担すべき給食費の額	
通学のための交通費	通学に必要な最小限度の額	
学習支援費(月額)	2,560円	4,330円

(2) 生業扶助

区分	基 準 額	
生業費	45,000円以内	
技能修得費	70,000円以内	
高等学校等就学費を除く。)	基本額(月額)	5,300円
高等学校等就学費	教材代	正規の授業で使用する教材の購入に必要な額
	授業料、入学料及び入学考查料	高等学校等が所在する都道府県の条例に定める都道府県立の高等学校等における額以内の額。 ただし、市町村立の高等学校等に通学する場合は、当該高等学校等が所在する市町村の条例に定める市町村立の高等学校等における額以内の額。
	通学のための交通費	通学に必要な最小限度の額
	学習支援費(月額)	5,010円
就職支度費	28,000円以内	

## IV 就労意欲喚起等支援事業の促進について

### 1 趣 旨

平成21年度当初予算において創設した「就労意欲喚起等支援事業」について、事業計画の見直しを行い、すべての対象者について当該事業の支援を実施する。

### 2 内 容

当該事業の対象者、支援項目、事業の委託先については、平成21年度当初予算と同様。

#### (1) 対象者

- ① 就労意欲や生活能力・就労能力が低い、就労経験がないなどの就労に向けた課題をより多く抱える被保護者
- ② 就労意欲や生活能力・就労能力が特に低いなど個別性の高い支援が必要である被保護者、ハローワークの活用が困難な地域の被保護者、就労支援専門員が配置されていない福祉事務所の被保護者

#### (2) 支援項目

- ① 就労意欲喚起のためのカウンセリング
- ② 生活能力（一般常識）向上のための訓練
- ③ 就労能力（パソコン操作など）向上のための職業訓練
- ④ 職業紹介
- ⑤ 就職活動支援
- ⑥ 離職防止支援

#### (3) 委託先

現に厚生労働大臣の職業紹介に係る許可を受けている民間職業紹介事業者、NPO法人等

### 3 補正予算案の内容

(目) セーフティーネット支援対策等事業費補助金  
(補助率：国10／10)